

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

シャローム ミルトスの木

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 アドベンチスト福祉会
法人所在地	横浜市旭区上川井町1988
電話番号	045-922-7333
代表者氏名	理事長 村本 英邦
設立年月日	平成9年1月22日

2. 施設の概要

施設名	シャローム ミルトスの木
施設の目的	介護保険法に基づく指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供
運営方針	「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕える」という法人の基本理念にもとづき、グループホームにおいては「加齢と認知症との友和」を施設運営に当たっての基本理念とし、地域社会に根をおろし地域の福祉に寄与することによって「地域社会との友和」を達成することを目指します。
指定事業所番号	1473201042
施設責任者名	渡部 紀久
施設所在地	横浜市旭区上白根町132-3
電話番号	045-954-5960
開設年月日	平成17年1月1日
敷地面積	910.36 m ²
建物概要	延床面積 499.51 m ² 木造在来工法 地上2階建て（賃借物件）
居室の概要	居室 18室（9室×2ユニット・全個室） 定員 18名 居室の広さ 9.81 m ²
共用施設概要	<リビングダイニング：63.22 m ² >・<台所：12.42 m ² > <浴室（脱衣場含む）：9.11 m ² ><洗面コーナー：4.97 m ² > <畳敷き（事務コーナー含む）：9.81 m ² ><共用トイレ2ヶ所> サニタールーム・ベランダ・エレベータ・非常階段
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保

3. 職員の配置状況

管理者	1名 常勤（兼務）	業務の調整、業務の実施状況の把握、その他管理を行います。
計画作成 担当者	3名 常勤（兼務）	介護サービス計画の作成を担当します。
介護従業者	3名 常勤（兼務） 3名 常勤（専従） 16名非常勤（専従）	入居者や家族の状況、意向等を踏まえて必要なサービスを行います。
看護師	1名 非常勤	入居者の健康管理、及び急性期の調整・看取りの相談等を行います。

4. 勤務体制

ユニットごとに

昼間の体制	3人
夜間の体制	1人（夜勤）

5. 利用状況（令和6年4月1日現在）

入居者数	1ユニットあたり定員9名（2ユニット） 総定員18名
要介護度別	要介護度1 6人、 要介護度2 4人、 要介護度3 4人、 要介護度4 3人、 要介護度5 1人

6. 提供するサービス、および費用負担等（別紙：利用料金表を参照）

介護保険で定められた費用	食事・排泄・入浴（清拭）・着替え介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等、上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。
介護保険以外の費用	家賃、水道光熱費、管理費およびその他の費用がかかります。

・入居時に敷金として25万円を無利息にて預かり、退居時に居室の現状復帰費用、賃料等の滞納、その他利用者の債務を精算し残額を返金します。

・入退居時の家賃、水道光熱費、管理費については日割り計算いたします。

・水道光熱費、管理費については、実際に掛かった費用により改定する場合があります。その際は改定による料金の増減について、根拠となる資料等で報告させていただきます。

・利用料は月末締めにて、翌月の指定日に引き落としにてお支払い頂きます。

・入院期間中の費用の取り扱いについてはホーム運営規定に定められた介護報酬外費用の食材料費は、入院期間中を除く利用回数のみの実費請求となるが、家賃・管理費・水道光熱費は、月額請求とします。

7. 身元引受人等の条件、義務等

- ・身元引受人を1名定めていただきます。
- ・身元引受人は契約上の債務について契約者と連帯して責任を追うこととなります。

8. 協力医療機関等

横浜鶴ヶ峰病院	往診 内科
たかなし歯科	往診 歯科
上白根病院	整形外科
神奈川病院	精神科
みんなの天王町クリニック	往診 内科 心療内科
中希望が丘診療所	往診 内科 心療内科

9. 個人情報の保護について

使用目的	介護保険法に関する法令に従い、入居者の介護計画を適切妥当に作成するために必要な場合
使用条件	個人情報の提供は上記の目的の範囲内で必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外にはもれることのないよう細心の注意を払います。 個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

10. 非常災害対策

防災計画	非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成します。（別紙：防災・防火マニュアル参照）
防災訓練	非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行います。

11. 苦情処理

<ul style="list-style-type: none"> 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
<ul style="list-style-type: none"> 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

サービス提供に関する苦情・相談窓口	
当施設の窓口	担当者 渡部 紀久 電話 045-954-5960 FAX 045-954-5961 苦情、相談についてはホーム長が対応します。不在の場合でも応対した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、ホーム長に引き継ぎます。
旭区役所	電話 045-954-6061 入居相談、介護保険の申請に関する事
神奈川県国民健康保険団体連合会	横浜市西区楠町27-1 電話 045-329-3447 要介護認定・サービス利用・制度全般に関する事
横浜市福祉調整委員会事務局	横浜市中区港町27-1 電話 045-671-4045 苦情の解決、サービスの質の向上に関する事

12. 事故発生時の対応

- ・入居者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、当該市町村や入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 損害賠償

- ・事業者の故意または過失によって入居者に損害を与えた場合は、事業者は賠償責任を負います。
- ・入居者の故意または過失が認められる場合、また天変地異、火災、盗難、暴動等の不慮の事故により入居者が受けた損害については、事業者は賠償責任を負いません。

14. 重度化した場合の対応

- ・入居者が重度化した場合の対応にあたっては、利用者の意思ならびにご家族の意向を尊重し、介護の方法ならびに治療等についての援助を行う。その際、利用者およびご家族と事業者との間で十分に話し合いを行い、相互に同意された内容について確認を行ないながら、多職種協働により利用者およびご家族への支援をします。
- ・急性期には、主治医若しくは提携する医療機関の指示により適切に対応する。また看護師による24時間連絡を確保し、急な容態の変化に対応します。
- ・入居者の身体状況が重度化し医療的ケアの必要が生じた場合には、ご家族や主治医と協議し身体状況に合致した施設を提案する。また、他施設への入所に当たっては必要な支援を行います。
- ・入居者および身元引受人等がホームでの「看取り」を希望した場合には、「看取り指針」についての説明を十分に行い、同意を得ることができれば「看取り指針」に則した看取りを行います。

15. その他

- ・事業者は身体拘束その他入居者の行動を制限することはない。ただし、感染症対策等入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りでない。しかし、その場合もすみやかな解除に努めるとともに、理由を入居者本人に説明し、理由及び一連の経過を身元引受人に報告する。
- ・介護の記録に関して、本人・身元引受人の要望があれば、本人の記録に関して開示することができる。ただし当施設より持ち出すことはできない。

附則

- この重要事項説明書は、平成 17 年 7 月 1 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 19 年 8 月 2 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 20 年 9 月 30 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 21 年 9 月 30 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 22 年 7 月 1 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 24 年 8 月 1 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 26 年 7 月 16 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 27 年 3 月 18 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 27 年 6 月 26 日より実施する。
- この重要事項説明書は、平成 30 年 8 月 1 日より実施する
- この重要事項説明書は、平成 30 年 12 月 1 日より実施する。
- この重要事項説明書は、令和 1 年 10 月 1 日より実施する。
- この重要事項説明書は、令和 3 年 7 月 1 日より実施する。
- この重要事項説明書は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。
- この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者	施設名称	シャローム ミルトスの木
	住 所	横浜市旭区上白根町 1 3 2 - 3
	説明者	_____ 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

入居者	氏名	_____ 印
代理人又は立会人 (続柄)	住所	_____
	氏名	_____ 印
説明を受けた場所	_____ シャローム ミルトスの木	
説明を受けた日時	_____ 令和 年 月 日	